

小学校音楽科における専科制度の提唱

—日本とヨーロッパの小学校音楽教育の実例をもとに—

The Proposal of the Special Course System about the Elementary School Music Course : Based on the Example of the Elementary School Music Education in Japan and Europe

高久 新吾*

序

教育職員免許法によれば、「中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、(中略)それぞれの免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省が定めるものの教授又は実習を担当する小学校の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師(中略)となることができる。」¹⁾とある。したがって、中学校または高等学校教諭免許を有する者でも、その免許状の教科の相当教科を担当する専科の小学校教諭になる事ができる。ただその実態や実際に専科教員として採用される例はあまりなく、全科制教員として採用されているのが現状であり一般的である。したがって現在の我が国において、小学校教諭として採用されるためには、小学校教諭免許がほぼ必須であろう。

本論では日本における小学校専科制度とその教員採用についての実態、フランス・パリ市においての小学校音楽専科教員の採用試験と内容、更には学力世界一といわれるフィンランドの初等教育のしくみ及び音楽教育の実態について考察する。更には、茨城県のとある自治体での小学校音楽教育の取り組みについて、小学校現場を訪問し調査を行った。また、何故小学校教員に専科制導入が一般化されていないのか、専科教員の必要性について調査・分析し、その中で小学校音楽科における専科制度を提唱していきたい。

I 日本における音楽専科教員制度提唱の一例

I-1 大阪市小学校における「交換授業実態調査」の結果考察

文部時報²⁾1959年1月号(通巻977号)掲載の山田三郎氏による指摘によれば、「受持(担任)以外の先生が教えに来ているのは、どんな教科か」について調査した結果、「国語・算数のような基礎教科はきわめて少なく、大部分がいわゆる技能教科に属するもので

* 浜松学院大学(音楽教育学)

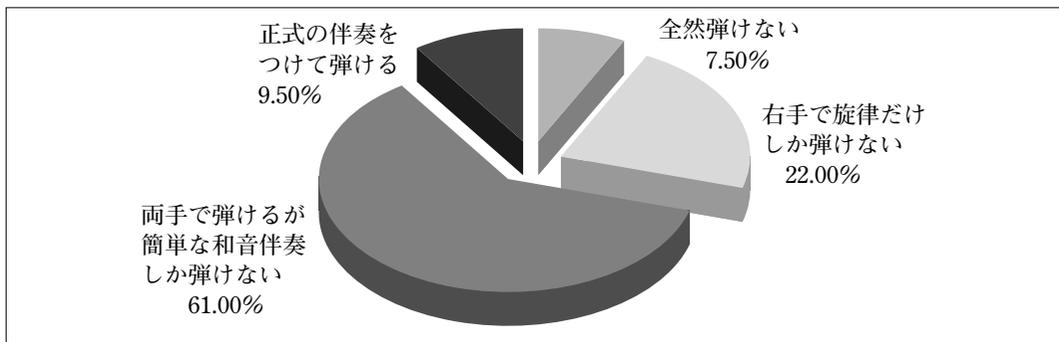
あることが気付かれる。中でも音楽・家庭・体育の三教科が圧倒的に多く、三者の合計は全体の78%にも達している。したがって全教科担任制のくずれる主要原因が、これら三教科に関連しているに違いないことが容易に想像される。³⁾と示されている。

これが真実だとすれば、現在から50年以前で既に小学校の全科制度に異議を唱え、特に技能・実技系授業においては、この頃からかなりの問題を抱えていた事は想像するに難くない。特にその要因となっている、学級担任外による授業のしくみとして、「奉仕授業」と「交換授業」というしくみにも目を向けなければなるまい。奉仕授業はその教科を専攻、あるいは得意にしている教員からのサービス授業と捉える事が出来るが、交換授業は、教員同士で授業を「交換契約」する事によって得意分野と不得意分野をお互いにカバーし合う形態である。山田は、受持（学級担任）以外の先生が教えに来ている授業の中で、「奉仕」授業が27%、「交換」授業が66%である事も指摘し、全教科担任制に変容をもたらしている主要原因としている。

更に細かいデータ、特に音楽の場合を調査した結果、大阪市立小学校222校の全学級⁴⁾によると、全4,259の授業数に対し音楽授業を奉仕または交換による学級担任外教員が教えている授業数は、1,672にのぼる。これは約40%の音楽の授業を、学級担任外が教えているという驚くべき値であり、特殊な様相を呈していると言えよう。

次に、「他の教員に教えに来てもらう理由」として、全教科の中で最も多かったのは「音楽の指導能力に欠陥があるため」というもので、ここでも音楽の授業を苦手とする小学校教員の多さを物語っているといえる理由が見受けられる。その中の具体例として最も気になる点が、「ピアノが弾けないから」という理由が最大の度数を占め、指導能力の欠陥が何に基づくかを如実に表している。また、「学生時代に履修しなかったの」という理由をあげた教員が男女とも見出されることである。⁵⁾特にピアノの演奏能力について、大阪市教育研究所が質問紙法による調査を行った結果、

- 1) 全然弾けない：7.5%
 - 2) 右手で旋律だけしか弾けない：22.0%
 - 3) 両手で弾けるが簡単な和音伴奏しか弾けない：61.0%
 - 4) 正式の伴奏をつけて弾ける：9.5%
- 計100.0%⁶⁾



以上の事から、「受持（学級担任）」以外の教員が音楽の授業を行うようになった原因は、何よりも「受持の先生」の音楽の指導能力の欠陥にあることが明らかとなる。しかもこの欠陥は、高学年の担任者に顕著であり、かつ女性教員よりも男性教員に著しい。⁷

この事から小学校教育に既に専科性が必要であるとの指摘がされ、特に音楽科教育においては切実な問題として経緯を辿ってきた事は明確である。

I-Ⅱ 現在の声として —茨城県広報広聴課 県政モニターより—

先述した大阪市の調査から50年以上経過した現在、果たして専科制の問題はどれだけ解決されているのだろうか。直近の生の声として、茨城県のとある県民による指摘を紹介する。この県ではインターネットによる県民の意見や提案を受け付けているが、その中で大変興味深いものがあったので一部示す。

『茨城県の小学校では、学級担任が全教科を教えている。従って音楽の授業も教えなければならないであろう。特に中・高学年になると授業内容も難しくなってくるので、教材研究が大変であることは想像に難くない。しかし中・高学年を担当した男性教員などは、ピアノ伴奏が弾けないからという理由で、同学年担任の女性教員の体育の授業と交換したり、低学年や特殊学級担任の女性教員に音楽の授業だけ担当してもらうなどして、音楽の授業時数を確保しているのが現状であろう。また、女性教員として音楽に堪能な人ばかりいるわけではなく、ピアノ伴奏の正式伴奏で弾きこなすのが無理な場合は、簡易演奏や和音演奏になってしまうこともあり、二・三部合唱の教材となると適切な指導が難しくなってしまうのも現状であると考えられる。学級担任にとって、たくさんの教科を教える中での音楽は、一教科になってしまうわけで、十分な教材研究や踏み込んだ指導ができる教員が少ないのは致し方ない。一方、音楽が専門で音楽性に富み、指導力のある教員が音楽の授業を担当したなら、情操教育も豊かで楽しいものになり、児童の音楽的才能を伸ばすことが出来るであろう。また、担任教師ももっと児童との触れ合いの時間やノート検閲の時間をとることが可能であると考えられる。是非、茨城県の小学校でも東京都の小学校のように、専科の音楽教員の配置を望みたい。』⁸

以上が大阪市の調査から50年以上を経過した現在の声であり、現状ではほとんど解決されていないといえる内容である。これに対して茨城県教育庁義務教育課の回答は次のとおりである。

『ご承知のように教員の定数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で決められており、学級数に決められた数値を乗じて計算される。（中略）従って、定数内での専科教員の配置は難しいのが現状である。しかし、意見にもあったように、小学校の音楽指導の充実のためには専科教員の果たす役割は大変に大きいと思う次第である。そのため、県では「小学校専科担当非常勤講師配置事業」を実施し、限られた人数ではあるが、「理科、音楽、図画工作、家庭、体育」の5教科の指導を担当する非常

勤講師を現在配置している。(中略) 県としては、このような非常勤講師の積極的な活用により、効果的な教育活動に努めているところである。』

つまり、小学校音楽専科教員は正式採用としては財政難等の理由で困難であり、安価な人件費で音楽教諭免許取得者による非常勤講師を採用し、そういった教員による授業で対応している例が先述した茨城県の事例である。しかし、非常勤講師では担任を持つことは無論、生徒指導や校務分掌等については例外を除いて勤務外であり、専任教諭が専科教員として授業をする事とは全く意味が異なるであろう。また、茨城県では全国でも極めて稀な方法で、小学校音楽教育の改善を行っている。この事例については後述する。

I-III 現在の実情

平成22年度の例であるが、全国47都道府県と19の政令指定都市の小学校音楽専科教員採用枠を調査すると、「小学校得意・特技特別選考」の埼玉県、「小学校音楽専科特別選考」のさいたま市、「小中共通」の東京都、大阪府、浜松市の3自治体、「小中一貫・連携」の堺市、以上が挙げられた。結果、小学校音楽専科教員枠は計66の自治体中、わずか6つに過ぎず、しかもそのうち4つは「小中共通」である。純粋な小学校音楽専科は埼玉県とさいたま市のみである。茨城県の県政モニターでは「東京都のように」との指摘があったが、東京都の例では小中共通採用であり、小学校に特化した音楽専科教諭ではない。

また他の教科を調査すると、小学校理科専科の静岡県、その他の教科については小学校専科制選考枠を設けているところは見当たらない。¹⁰ つまり小中共通枠を含めると1割、小学校専科のみに至っては、33の自治体に1つの割合でしか、小学校音楽専科教員の採用を行っている自治体は無いという事になる。

それでは音楽教育が盛んであるヨーロッパにおいて、小学校音楽教育ではどのような形態で行われているのか、次に述べたい。

II ヨーロッパの事例

II-I フランス・パリ市における小学校音楽教育について

—小学校音楽教員採用試験の実態—

パリ市は1828年より小学校に音楽教育が導入され、その教育が今日まで例外的に機能し、発展してきている。その背景には、パリ市の小学校で音楽を教える教員は小学校教諭と区別される専科教員で、1つまたは複数の小学校を担当する。それについて「専科教員」を総称する用語として、1982年から「professur」が用いられるようになり、音楽教育をはじめ体育、造形芸術の専科教員を示す。

最初の教員採用の制度化への取り組みは、1852年の「パリ市の小学校における歌の教育

適正書」の新設であるが、1842年から始まった「教職のための準備科」にさかのぼる。結果、1945年ごろにはパリ市をはじめパリ近郊の小学校音楽教員数は大幅に増加した。その後1948年からパリ市の小学校音楽教員採用試験はセーヌ県全体を対象とするようになり、国家試験に準ずるものとなった。同時に教員の身分を県職員とし、社会的地位の向上が実現されている。¹¹

そしてパリ市とセーヌ県共通の小学校音楽教員試験は「試補教員」を採用するものとし、それに採用された者は最初の1年間をパリ市及びセーヌ県の小学校で職業訓練を積み、研修修了時に「教育適正証書」取得試験を受験し、その合格者は正教員に認定されるという方針が打ち出された。

1955年度の小学校音楽試補教員採用試験内容としては、おおむね以下のとおりである。¹²

(1) 第1次試験

- ① 一般教養の検査のためのフランス語の作文
- ② 聴音：旋律、二声
- ③ 和声四声体バス課題等
- ④ 音楽史から
- ⑤ 初見視唱（伴奏なし）ト音、ヘ音、ハ音（アルト、ソプラノ、テノール）の各記号
- ⑥ 歌唱試験（ピアノ伴奏）
- ⑦ 未発表の歌詞を伴う歌の初見演奏
- ⑧ 小学校または小学校高等科の1つのクラスで模擬授業
- ⑨ 試験官が作成した音楽作品リストから、受験生が任意に選択した1作品のレコードを用いてのプレゼンテーション
- ⑩ 小学校または小学校高等科の1つのクラスにて、2声または3声の易しい合唱曲の実践指導

(2) 第2次試験

- ① 聴音：旋律、数声部による聴音
- ② 課題作品に関連する音楽史のあるテーマについての小論文
- ③ 和声4声体課題
- ④ 音楽史についての発表
- ⑤ 小学校または小学校高等科の1つのクラスで模擬授業
- ⑥ 試験官が作成した音楽作品リストから、受験生が任意に選択した1作品のレコードを用いてのプレゼンテーション
- ⑦ 合唱の指揮：受験者に混声4部の合唱曲が与えられ、その曲を指揮
- ⑧ 伴奏付きによる初見視唱（全調）
- ⑨ 新曲の歌の伴奏を即興（即興によるピアノ伴奏付け）

- ⑩ 受験者が提示した3曲から試験官が選んだ作品を、ピアノまたはオーケストラの楽器で演奏
- ⑪ 受験者が提示した3曲の歌詞を伴う音楽作品から、試験官が選んだ歌の音楽テクニクに関する質疑
- ⑫ 文学作品読み上げとそのテキストに関する質疑

以上の事から、パリ市及びセーヌ県での小学校音楽教員採用試験内容は、我が国の中学・高等学校教員採用試験（音楽）と比較して、内容的に見てもかなりハードルが高いのは一目瞭然である。

Ⅱ－Ⅱ フィンランドにおける小学校教育の特徴

Ⅱ－Ⅱ－Ⅰ 学力世界一の国フィンランド

OECD¹³によるPISA（学習到達度調査）で「学力世界一」の国としてフィンランドの教育が世界的に注目を浴びる一方、我が国日本の子ども達の「読解力」はOECD平均程度まで低下している状況が示された。フィンランドは2006年の調査においても、科学的リテラシー1位、読解及び数学的リテラシー2位と高い学力を示し、この結果に日本においてもフィンランドの教育が注目されはじめた。

具体的には、「フィンランド・メソッド」や「フィンランド方式」として、様々な著書でその教育方法が紹介されるようになった。また多くの日本の教育関係者がフィンランドの教育現場を視察し、その成功の要因を探ろうとしている。¹⁴

実際にフィンランドの教育の特徴について列挙してみる。

- 1) 教育の地方分権
- 2) 合科学習や総合学習の充実
- 3) 少人数教育
- 4) 教員養成
- 5) 底辺の底上げ
- 6) 公民教育の徹底
- 7) 国語教育
- 8) 幼稚園からの読解力指導

以上である。もう少し詳しく見てみると、1) 教育の地方分権は1990年代前半に国家カリキュラムを大幅に減らし、地方自治体や学校の責任が大きくなるとともに教科書検定が廃止された。2) の合科学習や総合学習の充実であるが、これこそがリテラシー教育に必要だと考えられている。3) 少人数教育は1クラス25人ほどでこれは日本と比較すると少ない。4) 教員養成について、フィンランドでは教員になるためには大学院修士課程を修了しなければならず、PISAの理由として指摘されていた。日本では小学校教員はまだ大学卒業者が大半を占めるが、今後、小学校教諭専修免許取得者は増えていくであろうと

推測される。5) 底辺の底上げであるが、これは補習学習を強化した結果である。6) 公民教育の徹底では、フィンランドでは就学前から高校、大学、大学院に至るまで授業料は原則無料である。日本では高校までの授業料無償化が提案されているに過ぎない。7) 国語教育であるが、フィンランドでは2000年から2004年まで「読解フィンランド」という読解力強化事業を促進し、国家プロジェクトとなっている。特に学校と図書館の連携強化という項目による効果が大いのではないかと。8) 幼稚園からの読解力指導では前項に関わるが、特に教師による本の読み聞かせと、内容を考えさせながら音読させるといった方法をとっている。具体的には話の途中で中絶させ、残りのストーリーを自分で考えさせるといった事をよく行うが、この方法は論理の整合性が身に付き数学にも役立つといった考えもあるという。¹⁵

この他の特徴以外の教育としてフィンランドでは、「スピリチュアル・エデュケーション」(以下：SE)が行われている事に注目しなければならないだろう。フィンランドにおけるSEの目標は、子どもが自分の人生を肯定的に建設していけるように成長し、社会の中で自分の意見を述べ、且つ自分とは違う人間の意見も受け入れるような人間に育つことを目標としている。フィンランドがこのSEに力を入れる背景には、長い伝統を持つヨーロッパ諸国に共通するキリスト教の影響と、戦後に発達した人道的な社会の構築を目指す北米型福祉国家の理念の影響がある。さらに現実問題として、グローバル化する国際社会の中で生きていかなければならない事がある。具体的には、2000年にフィンランドがEUに加盟した結果、EU内またはEUと関係する国々との人的交流や移動が活発になった事、または外国からの労働力に頼らざるを得ない状況になりつつある事があげられる。そのためにも社会の中で自分を表現し、他人とのコミュニケーションをとる能力を持ち、多文化、多民族を受け入れる事の出来る国民を育てる事が重要視されてきた経緯がある。また、フィンランドでは1980年代後半に自殺率がヨーロッパ諸国で1位、2位を占めていた事から、自殺予防の為に国家プロジェクトを立ち上げ、総合的な社会政策に基づいた対策を取り、10年後に自殺を減少させた実績がある。このプロジェクトにおいて、フィンランド文化をより寛容なものへと変容させ、社会が他人の絶望に無関心でなく、市民が周囲からのサポートを受けやすい社会を構築しようとする努力が払われたのである。

フィンランドのSEの充実は、ヨーロッパのキリスト教の教えや人道主義の伝統を引き継ぐだけでなく、まさに今日的な状況の要請に教育面で応えるものでもあるといえる。¹⁶

II-II-II フィンランドの小学校音楽教育

フィンランドの小学校では教科担当教員は、それぞれの教科に関連する分野を専門的に教える教育学部以外の学部と教育学部の連携の下で養成される。¹⁷したがって小学校では音楽専科教員がいる事になり、パリ市等のようにヨーロッパでは各教科の専科制が一般化していると解釈できる。

では実際、どのような音楽教育が行われているのか。指導法においては各学校・各教師

の裁量に任されており、教師の数だけ指導法があるといっても過言ではないだろう。またその事が日本における小学校音楽教育との大きな相違である。何故これほど日本とフィンランドとでは大きな相違があるのかは、実はフィンランドの子どもたちは、それぞれ興味を持つ音楽や楽器について好みがはっきり分かれている事が原因であると推測できる。言い換えれば、「音楽のジャンル」によっても好き嫌いがはっきりしている事である。したがって授業で取り扱う教材や楽器等もクラスごとに傾向があり、教員にはそれに対して柔軟に対応出来る力を持っている事が求められるのである。¹⁸

実際にフィンランドの教員が独自に工夫を凝らして進めている指導内容や指導方法であるが、子どもたちが幅広いジャンルの音楽に触れる機会を拡大させ、リズム教育、調性の取り扱い等の理論教育をはじめ、ダルクローズによるリトミック、オルフ教育、オスティナート技法、ドレミパイプ¹⁹の導入など、創意工夫の賜である。したがって、フィンランドの小学校音楽教育の特徴として、

- 1) 幅広いジャンルの音楽を取り上げる
- 2) リズム教育の重視
- 3) ヨーロッパやアメリカの様々な音楽教育法を取り入れた指導

以上が世界一の学力を生むフィンランド教育の特徴の一つといえる。²⁰

Ⅲ 今後の可能性—日本での小学校音楽教育方法の一例

これまでの調査・考察において、我が国の小学校音楽教育がヨーロッパなどと比較して、完全に後進国と判断せざるを得ない事実が一目瞭然となった。全科制度から抜ききっていない小学校教育を専科制に切り替えていくには相当の労力と教育改革が必要であろう。また、今後も交換授業等で対処していくことが十分に考えられる。しかし、小学校教員になるための初等教科教育法が必修科目となっている以上、個々の教員レベルでの意識改革も必要ではないか。苦手意識の強い「音楽」であるが、全国的にも珍しい手法で効果を上げている事例を現場調査した。

Ⅲ-Ⅰ 調査—茨城県東海村における新たな取り組み

茨城県那珂郡東海村²¹では、独自の採用で、小学校専科指導員（以下、専科指導員）を導入し授業効果を上げている。この取り組みは、平成14年度から始まり、今年で9年目である。小学校専科指導員導入制度は、音楽のみならず理科や図画工作においても導入され、専科指導員は計3名態勢で村内6小学校を巡回指導している。この自治体の小学校教育には国語や算数等、主要科目以外の教育にも目を向け、児童の感心を図ろうとする姿勢が伺える。

本調査・研究では小学校全科制度の弱点である、より専門性の強い教科教育、特に小学校音楽科における専科指導員導入の狙いと、どのような制度・形態で音楽教育の効果を上げているかを訪問調査した。

今回の取材で訪問したS小学校では、教育委員会指導室長案内のもと、専科指導員による授業の見学、学校行事参観、児童達と給食をとりながらのコミュニケーション等の他、教育委員会指導室長及び学校長、中学校教員免許（音楽）取得教諭、一般小学校教諭、専科指導員等のメンバーによる協議会とインタビューを行った。

主な調査内容は以下のとおりである。

- 1) 調査：視察日時：平成22年5月28日（金）
- 2) 学年：東海村立S小学校 2学年、4学年
- 3) 視察・体験：授業視察（学校公開）、行事視察（学校行事）、給食体験（2年生児童と共に）
- 4) 調査：専科指導員、指導室長を議長とする協議会及び各教員に対しての質疑
- 5) 協議会メンバー：専科指導員（音楽1名）、教育委員会指導室長（1名）、音楽部会部長（教諭1名）、音楽教員免許取得教諭、（2名）、小学校教諭（他教科免許取得2名）、学校長（1名）、訪問校教頭（1名）、拠点校教頭（1名）

Ⅲ-Ⅱ インタビューによる聞きとり調査

協議会の議題では教育委員会指導室長を中心とした、現場の学校長、教頭、教諭へのインタビューによる聞きとり調査や意見交換が行われた。以下その内容を述べる。

(1) 教育委員会指導室長より

① 専科指導員導入の意義について

全科制である小学校教員にとって、音楽、図工、理科の苦手意識が目立つ教員が多く存在する中で、指導法や授業を専門家の助言を伴いながら、向上させていく為にそれぞれの専門性が高い職員を採用し、小学校現場で主に専門授業に当たる。音楽専科指導員による授業、音楽の場合は本物の生演奏（音楽）を子どもたちに聴かせる機会を多く与える為。（村長の提言）

② 専科指導員の身分、待遇、勤務体制等

教育委員会特別職員。学校教育課に所属する。週5日勤務で月額報酬制。1年任期で5年まで更新あり。採用は一般公募による。村内に6つある小学校のいずれかを拠点校として配属され、ある一定期間（3週間前後）他の小学校を巡回するシステム。授業では基本的にクラス担任とのTTで授業を行う。しかし、専科指導員が主になる事が多い。また、教諭への指導（授業指導、演奏指導）にも携わる。教員向け研修会（夏休み等）の講師として講習会等の開催も行う場合がある。

③ 小学校教員の質の向上を図るために、今後取り組んでいきたい事

更に専科指導員（特に体育、家庭科）を追加採用したいが、検討中である。その代わり、これらの専門家（大学教員）、社会人講師による研修会を行っている。

- ④ 小学校教諭に専科指導員の存在意義をどのように説明しているか
説明はするが、あえて教育委員会自ら存在意義を伝えていない。それは、小学校教諭が授業を専科指導員に任せてしまう、あるいは頼ってしまう教員が多く、要望を多く求められるから。（専科指導員の負担増につながる）
- (2) 専科指導員（音楽）より
 - ① 専門と経歴について
国立音楽大学声楽科卒業。これまで関東地方等で演奏活動を行ってきた。
 - ③ 小学校専科指導員（音楽）になろうと思った経緯
中学校教諭（音楽）になるつもりはなかったが、小学校で教える事について興味があった。なお、小学校教諭免許は所有していない。
 - ④ 小学校教諭や子どもたちの反応はどうか
子どもの反応は、音楽が好きになってくれ、それ（演奏・歌）が出来るようになる
と表情が違うので、やりがいを感じる。先生方は親切にサポートしてくれ、学校教育
について教えられることが為になる。
 - ⑤ 辛いと思った事や良い面はどういう点か
子どもが歌わない。特に5～6年生。（高学年）
 - ⑥ 現場や教育委員会に求めたい事
各小学校の楽器の補充を求めたい。また、1つの小学校の巡回期間を3週間から最
低1カ月、出来れば2カ月くらいに延ばしてほしい。慣れてくる頃に次の学校に行か
なくてはならないのが残念。しかし、教育委員会は1カ月以上であると、1年に1回
程度しか専科指導員が訪問しない事態になるので、3週間にしている。
 - ⑦ 教員からの音楽授業について質問される事とその内容
合唱曲の選曲についてよく訊ねられる。
- (3) 音楽部会部長、音楽教員免許取得教諭より
 - ① 専科指導員制度についてどう思うか
小学校教諭のほとんどが特に音楽の苦手意識が高い。したがって東海村の様な自治
体の取り組みに安心感がある。すべての教科に高い専門性を持った教育委員会職員に
よる指導員配置を希望したい。
 - ② 専科指導員への要望等
教員の資質向上を期待したい。また、教員が積極的に学んでくれるよう期待したい。
 - ③ 小学校教諭との関係は良好か
県費職員と村職と若干の温度差があるが、コミュニケーションを図っていくことに
より解決できている。

- ④ 中学校音楽教員免許取得者として、これまで他の教員から音楽授業について受けた相談の内容

小学校では音楽指導法について相談を受けることは多い。茨城県では小中連携を密にとれる環境にあるので、今後小学校から中学校への申し送りの機会を設けて欲しい。

(4) 学校長、訪問校教頭、拠点校教頭

- ① 専科指導員（音楽）の効果はどう反映されているか

本物の音楽・演奏を子どもに聴かせる事は大変ありがたい。子どもからの反響大。また専科指導員の存在は、音楽が不得意教員にとって非常に効果がある。

- ② 学校管理者として、村採用の先生を受け入れる事に抵抗は無いか

現在の所ない。コミュニケーションをよく図っている。

- ③ 専科指導員について子ども達からの声はどのような内容のものが管理職に届いているか

生の演奏を聴ける事が良いと、子どもたちから直に聞く事が出来る。音楽が子どもたちの気持ちをコントロールしている事が伺える。また、全校集会等で専科指導員が歌を披露すると、即反映し、子どもたちは表現できる事を楽しめる。

(5) 一般小学校教諭（小学校免許のみあるいは中学校他教科免許取得）

- ① 普段の音楽授業で困っている事は

ピアノが苦手。CDに頼ってしまう。自分が伴奏をしていると子どもたちに目が届かない。

- ② 専科指導員の音楽授業の良いところ

専門性が高いので任せられる。学ぶ事が多く、また直接指導を受けられる。

Ⅲ-Ⅲ 調査のまとめ

専科指導員（音楽）の導入に関して、この自治体では口頭で述べたとおり、その他図画工作、理科においても劇的な授業効果を上げている結果となっている。また茨城県内では同じような取り組みを始めている自治体も出てきているとの事である。今後は全国的に波及しても良いシステムであると考えられる一方、財政難に苦しむ自治体には今一步踏み出せないか、あるいは芸術・科学分野に関して首長や教委の価値観・造詣の深さの有無に委ねられる要素が強い。いずれにせよ専科指導員の導入は、小学校音楽教育に対しての新たな試金石となり得るシステムであると言えるだろう。更に言えば専科指導員の「教員に対しての指導・教育」が一つの目的であれば、今後、研究者としての登竜門であっても何ら不思議ではない。実際、パリ市の例を挙げれば、音楽専科教員は「professur」として大学教員並みのステータスを与えられているのである。²²

結

小学校における音楽科教育は、小学校教諭免許状さえ取得していれば、全教科指導が可能であるという根底が歪んでいるのが実態としてはっきりした。特に小学校現場での調査結果や、教員の直接の声を聞く事により、一層、改善の余地があると言えよう。音楽科教育は小学校では特殊な教育と捉えやすく、また安易な指導でいだろうといった間違っただ認識を持っている教員や自治体も少なくない。この特殊性のある教科こそ、茨城県東海村で行った調査から見れば、専門性をもった教員を導入する事により、格段に効果が表れる結果となった。

今後の小学校教育は先ず「音楽」から、専科制の導入を提唱して結びとしたい。

謝辞

今回の調査に協力していただいた、茨城県那珂郡東海村村長の村上達也氏はじめ、協議会の開催及び議長を務めて下さった、東海村教育委員会指導室長の野沢恵子先生、そして協議会及びインタビューに協力していただいた、東海村小学校に所属する各先生方に、心より感謝申し上げる次第である。

[註]

- 1 教育職員免許法第十六条の五第1項目（教育小六法 2010 学陽書房 p.673 引用）
- 2 現、月刊文部科学時報。教育・文化・スポーツ・科学技術・学術各般の施策の動向を紹介する月刊誌で、文部科学省唯一の総合広報誌
- 3 山田三郎著 文部時報1959年1月号（通巻977号）p.49 より引用・加筆修正
- 4 特殊学校および特殊学級を除く6,480学級について調査した結果（昭和32年11月「交換授業実態調査」による）
- 5 山田、前掲書 pp.49-50 引用・加筆修正
- 6 大阪市教育研究所「研究紀要」第三四号 pp.10-13 参照
- 7 山田、前掲書 p.50より引用・加筆修正
- 8 受付日：平成19年9月14日（県委嘱者坂東市50才代女性）引用・修正
- 9 茨城県WEBサイト 茨城県広報広聴課の「対応状況など」 引用・修正
- 10 東京アカデミー WEBサイト 教員採用試験
- 11 吉澤恭子著 パリ市の小学校音楽教員採用・養成制度（1948-1965）
—採用方針と準備科の取り組み— 日仏教育学会年報 2008 p.139
- 12 吉澤、前掲書 pp.136-137 引用・加筆修正
- 13 経済協力開発機構 Organization for Economic Co-operation and Development
- 14 清水典子著 論理的な思考力・表現力を高める学習方法の工夫 全国大学国語教育学会発表要

- 旨集 112号 2007年 p.195
- 15 清水、前掲書 pp.195-196 引用・加筆修正
 - 16 山田真知子著 フィンランドの小学校教育におけるスピリチャル・エデュケーションの論理・実証的考察 北翔大学人間福祉教育 (10) pp.2-3 引用・加筆修正
 - 17 伊藤治巳著 フィンランドにおける小学校英語担当教員養成システムに関する研究 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科 教育実践学論集 (9) p.4
 - 18 田原昌子著 プール学院大学研究紀要 第49号 2009年 pp.304-305 参考
 - 19 ドレミパイプはアメリカで誕生し、正確に調律されたポリエチレン製パイプで音階を出すことができる楽器である。パイプを持ってひざや床、机などを叩き、ハンドベルのように1人が1～2本のドレミパイプを持ちグループで曲を演奏する事が可能である。
 - 20 田原著 前掲書 pp.306-308 参考
 - 21 茨城県那珂郡東海村：茨城県県央に位置し、日本原子力発電株式会社による原子力発電所がある。人口約3万7千人（平成22年9月現在）
 - 22 本論p.64参照